

平成22年

第2回市議会定例会 議案第13号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

函館市長 西尾正範

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号ア（イ）中「神経内科」の後ろに「，血液内科」を，「呼吸器外科」の後ろに「，消化器外科」を加える。

附 則

この条例は，平成22年7月1日から施行する。

（提案理由）

市立函館病院の診療科目に血液内科および消化器外科を加えるため